

朝霞市規則第 30 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 8 年朝霞市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 14 条の 3 第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「規定による」の次に「同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」を、「時間がある日」の次に「の介護時間」を加え、「当該 2 時間」を「1 日につき 2 時間」に改め、「）」を削る。

第 24 条中「職員の勤務時間、休日及び休暇」を「この規則の施行」に改め、同条を第 25 条とし、第 23 条を第 24 条とし、第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（3 歳に満たない子を養育する職員に対して措置を講じる期間）

第 23 条 条例第 15 条の 3 第 2 項の規則で定める期間は、対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。